

ノングルテン米粉使用ロゴマーク使用要領

日本米粉協会

このマークはノングルテン米粉を使用した加工品に使用することができます。

1. 申請方法等

使用を希望する米粉製品加工業者は、直接、日本米粉協会に申請します。
日本米粉協会の登録を受けた後にロゴマークを使用することができます。

2. 使用誓約書の提出

ロゴマークの使用にあたっては使用誓約書を日本米粉協会に提出していただきます。

3. データの送付

日本米粉協会は、当該加工業者にノングルテン米粉使用ロゴマークの電子データを送付します。送付を受けた当該加工業者は誓約書に則り適切な管理に努めていただきます。

4. 電子データの形式

送付する電子データは、イラストレーター形式（a i ファイル）及び画像データ（j p g : ジェイペグ）とします。

5. 使用できる範囲

ノングルテン米粉使用ロゴマークは、ノングルテン米粉使用製品の包装のほか、ホームページ、プレスリリース、広告、対外的に発信する文書・電子メール並びに担当社員の名刺等に表示することができます。

6. 誤認防止

ノングルテン米粉使用ロゴマークをノングルテン米粉使用製品の包装に表示する場合は、消費者の誤認防止の観点から、ロゴマークに隣接して注意喚起表示をすることとします。

【注意喚起表示の例文】

○ノングルテン米粉を使用していますが、その他の原料や製品については、ノングルテンの確認はできておりません。

以上

